

国民健康保険費特別会計

款	1 総務費	項	1 総務管理費
---	-------	---	---------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般管理費	一般管理事務	220,815	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理事務 132,276 千円 <ul style="list-style-type: none"> 職員給与費(14人) 102,557 千円 郵便料 9,380 千円 医療費通知作成業務等委託料 12,349 千円 その他の経費 7,990 千円 ・医療費適正化特別対策関係 17,485 千円 <ul style="list-style-type: none"> 国保加入者の高齢化や疾病構造の変化等により年々医療費が増加している状況を踏まえ、国より国保の準指定市町村の指定を受け、国保事業の適正・円滑な運営の確保及び国保財政の安定化等のため、医療費適正化の推進を図るものである。 ① レセプト点検体制の充実・強化 15,388千円 <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検専門員報酬(3人) 4,576千円, 報償費 1,373千円 臨時職員賃金 8,041千円, 社会保険料 693千円, 需用費 705千円 ② 国保被保険者の指導の徹底等 2,097千円 <ul style="list-style-type: none"> 啓蒙用パンフレット作成等に係る需用費 2,076千円, その他の経費 21千円 ・保険者事務共同電算処理事務 <ul style="list-style-type: none"> 岩手県国保連が行う保険者事務の共同処理に係る委託経費 71,054 千円
2 連合会負担金	連合会負担金	34,442	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県国民健康保険団体連合会負担金 34,246千円 ・国保盛岡地区協議会負担金 196千円

款	1 総務費	項	2 徴税费
---	-------	---	-------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 賦課徴収費	賦課徴収事務	213,566	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課徴収事務 156,423 千円 職員給与費(17人) 125,918 千円 賦課計算業務委託料 20,324 千円 その他の経費 10,181 千円 ・収納率向上対策関係 57,143 千円 国保税納税推進員報酬(11人) 16,778千円 社会保険料 2,543千円, 賃金 2,583千円, 報償費 5,034千円, 旅費 417千円, 需用費 1,850千円, 郵便料 14,008千円, 委託料 13,634千円, 使用料及び賃借料 296千円
2 納税奨励費	納税奨励事務	1,256	<ul style="list-style-type: none"> ・納税貯蓄組合補助金 1,256千円

款	1 総務費	項	3 運営協議会費
---	-------	---	----------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 運営協議会費	運営協議会事務	1,336	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会委員報酬 520千円 ・岩手県国保運営委員協議会負担金 89千円 ・その他の経費 727千円

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費
---	---------	---	--------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																																			
1・2 一般及び退職被保険者等療養給付費	一般被保険者療養給付費	8,787,114	<p>・療養の給付及び療養費の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給するもので、老人保健法による医療を受けることのできる老人等分を除いた医療費分を計上している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分(一般・退職共通)</th> <th>保険者の負担(支給)割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳以上70歳未満</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>0歳以上3歳未満</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>9割(一定以上の所得のある者は8割)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平成18年10月(医療制度改革)より一定以上の所得のある者は7割に改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被保険者数</th> <th>受診率</th> <th>費用総額</th> <th>1人当り費用額</th> <th>保険者負担額</th> <th>1人当り保険者負担額</th> </tr> <tr> <td>18年度の見込</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>千円</td> <td>円</td> <td>千円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>71,042</td> <td>1,108.35</td> <td>21,613,113</td> <td>304,230</td> <td>15,129,179</td> <td>212,961</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※一般被保険者及び退職被保険者等の合計</p>							区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合	3歳以上70歳未満	7割	0歳以上3歳未満	8割	70歳以上	9割(一定以上の所得のある者は8割)	区分	被保険者数	受診率	費用総額	1人当り費用額	保険者負担額	1人当り保険者負担額	18年度の見込	人	%	千円	円	千円	円		71,042	1,108.35	21,613,113	304,230	15,129,179	212,961
	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合																																				
	3歳以上70歳未満	7割																																				
0歳以上3歳未満	8割																																					
70歳以上	9割(一定以上の所得のある者は8割)																																					
区分	被保険者数	受診率	費用総額	1人当り費用額	保険者負担額	1人当り保険者負担額																																
18年度の見込	人	%	千円	円	千円	円																																
	71,042	1,108.35	21,613,113	304,230	15,129,179	212,961																																
退職被保険者等療養給付費	6,269,493																																					
3・4 (同上) 療養費	一般被保険者療養費	47,747																																				
	退職被保険者等療養費	24,825																																				
払5 手審査 数査支	審査支払手数料	65,463	<p>・受診費用の請求等の審査を岩手県国民健康保険団体連合会に委託</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>件数見込</th> <th>費用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度の見込</td> <td>61円</td> <td>1,073,154件</td> <td>65,462,394円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	単価	件数見込	費用総額	18年度の見込	61円	1,073,154件	65,462,394円																					
			区分	単価	件数見込	費用総額																																
			18年度の見込	61円	1,073,154件	65,462,394円																																

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費
---	---------	---	---------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明												
1・2 一般及び退職被保険者等 高額療養費	一般被保険者 高額療養費	954,844	<p>・高額療養費の支給 次のような場合に、その超えた分を高額療養費として支給するもので、老人等に係る分を除いて計上している。</p> <p>○ 70歳未満の場合</p> <p>(1) 医療費の個人負担(3割分又は2割分)が一般課税世帯72,300円(上位所得世帯139,800円, 住民税非課税世帯35,400円)を超えたとき、その超えた分。</p> <p>(2) 同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担が2回(人)以上あったとき、その額を合算して一般課税世帯72,300円(上位所得世帯139,800円, 住民税非課税世帯35,400円)を超えた分。 ただし、一般課税世帯及び上位所得世帯については、医療費が一定の額を超えた場合、超えた額の1%に当たる額が個人負担額に加算される。</p> <p>(3) 過去12ヵ月以内に同じ世帯で高額療養費の支払いが4回以上あったときに4回目以降は、一般課税世帯で1ヵ月40,200円(上位所得世帯は77,700円, 住民税非課税世帯は24,600円)を超えた分。</p> <p>○ 70歳以上の場合</p> <p>(1) 医療費の個人負担(1割分(一定以上の所得者は2割分))が次の額を超えたとき、その超えた分。 ただし、一定以上の所得者については、医療費が一定の額を超えた場合、超えた額の1%に当たる額が個人負担額に加算される。</p> <table border="1" data-bbox="824 912 2013 1061"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>外来のみの個人負担額</th> <th>入院・外来を合わせた分の個人負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般課税世帯</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得世帯</td> <td>40,200円</td> <td>72,300円</td> </tr> <tr> <td>低所得世帯Ⅰ・Ⅱ</td> <td>Ⅰ,Ⅱとも8,000円</td> <td>Ⅰは, 15,000円 Ⅱは, 24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得世帯Ⅰとは、低所得世帯Ⅱの世帯で世帯員の所得が一定基準に満たない世帯。 ※低所得世帯Ⅱとは、同一世帯の国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税の世帯。</p> <p>(2) 同じ世帯で70歳以上の人が、同じ月内に支払った個人負担額を総て合算して、上記負担額を超えた分。</p> <p>(3) 過去12ヵ月以内に同じ世帯で高額療養費の支払いが4回以上あったときに4回目以降は、一定所得世帯について40,200円を超えた分。</p> <p>※平成18年10月(医療制度改革)より自己負担限度額が一部改正となる。</p>	区分	外来のみの個人負担額	入院・外来を合わせた分の個人負担額	一般課税世帯	12,000円	40,200円	一定以上所得世帯	40,200円	72,300円	低所得世帯Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ,Ⅱとも8,000円	Ⅰは, 15,000円 Ⅱは, 24,600円
	区分	外来のみの個人負担額		入院・外来を合わせた分の個人負担額											
一般課税世帯	12,000円	40,200円													
一定以上所得世帯	40,200円	72,300円													
低所得世帯Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ,Ⅱとも8,000円	Ⅰは, 15,000円 Ⅱは, 24,600円													
	退職被保険者等 高額療養費	435,116													

款	2 保険給付費	項	3 移送費
---	---------	---	-------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1・2 (同上) 移送費	一般被保険者移送費	2	・被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。
	退職被保険者等移送費	2	

款	2 保険給付費	項	4 出産育児諸費
---	---------	---	----------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 出産育児一時金	出産育児一時金	101,400	<p>・出産育児一時金の支給</p> <p>出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給されるもので、1件当たり300,000円を支給する。10月の医療制度改革で1件当り350,000円に改正。</p> <p>9月までの支給見込額 300,000円×163件 = 48,900千円</p> <p>10月からの支給見込額 350,000円×150件 = 52,500千円</p>

款	2 保険給付費	項	5 葬祭諸費
---	---------	---	--------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 葬祭給付費	葬祭給付費	47,550	<p>・葬祭費の支給</p> <p>葬祭費は、被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対して支給されるもので、1件当たり30,000円を支給する。</p> <p>18年度の支給見込額 30,000円×1,585件 = 47,550千円</p>

款	3 老人保健拠出金	項	1 老人保健拠出金
---	-----------	---	-----------

043000 国保年金課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 老人 保健 医療 費 拠 出 金	老人保健医療費拠出金	4,771,076	<p>・老人保健医療費拠出金</p> <p>老人保健医療費拠出金は、老人保健法により各保険者が老人加入数・医療費等を基礎として算出し社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものである。</p> <p>なお、平成18年度の概算拠出金は、2年後に確定額により精算されることになる。</p>
2 老人 保健 事務 費 拠 出 金	老人保健事務費拠出金	87,913	<p>・老人保健事務費拠出金</p> <p>老人保健法の規定により、社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に要する費用と市町村の事務の執行に要する費用の拠出金である。</p>

款	4 介護納付金	項	1 介護納付金
---	---------	---	---------

043000 国保年金課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 介護納付金	介護納付金	1,324,839	<ul style="list-style-type: none"> ・介護納付金 <p>介護納付金は、介護保険法により介護保険の給付費等のため、各保険者が第2号被保険者の数を基礎として算出し、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものである。</p> <p>なお、平成18年度の介護納付金は、2年後に確定額により精算されることになる。</p>

款	5 共同事業拠出金	項	1 共同事業拠出金
---	-----------	---	-----------

043000 国保年金課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 高額医療費拠出金	高額医療費拠出金	404,424	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費拠出金 <p>岩手県国民健康保険団体連合会が実施主体となり、高額医療費による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、県内各保険者が共同して行うもので、各保険者一定の基準により拠出するものである。</p>
2 その他共同事業拠出金	その他共同事業拠出金	21	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者リスト作成費拠出金

款	6 保健事業費	項	1 保健事業費
---	---------	---	---------

043000 国保年金課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 保 健 事 業 費	温泉療養施設 利用助成事業	7,839	<p>・健康管理施設「ひまわり荘」利用助成事業 疾病又は負傷の治癒後、引き続き健康の回復又は増進を図るため、岩手県国民健康保険団体連合会が経営する「ひまわり荘」を利用する被保険者に対して助成するものである。 利用料金(1泊3食) 5,460円の半額(2, 730円)を助成 18年度見込件数 2, 871件</p>
	人間ドック 健康診断事業	12,544	<p>・人間ドック健康診断事業 保健事業の一環として疾病の早期発見、健康の保持増進を図るため、国保の被保険者が人間ドックにより健康診断を受けた場合に、その経費の一部を助成するものである。平成18年度から助成額は男女別となる。 健康診断実施委託料 1日コース 男 20, 000円 × 239人 = 4, 780, 000円 女 24, 000円 × 221人 = 5, 304, 000円 1泊2日コース 男 20, 000円 × 57人 = 1, 140, 000円 女 24, 000円 × 55人 = 1, 320, 000円</p>
	訪問保健指導事業	3,361	<p>・訪問保健指導事業 国保加入者の中から5月診療での重複受診者と頻回受診者を抽出し、保健師による訪問指導及び健康教室を行うことで重症化を予防し、併せて医療費の抑制、適正化を図るものである。 ・訪問保健指導保健師報酬(1人) 1, 839千円 ・健康教室講師報償金, 需用費, 委託料(重複受診者名簿作成等事務管理システム開発)等 1, 522千円</p>

款	7 基金積立金	項	1 基金積立金
---	---------	---	---------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 基金積立金	基金積立金	2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業財政調整基金積立金 国民健康保険事業財政調整基金の運用から生じる利子を積立てするものである。

款	8 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

043000 国保年金課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 税・還付金 2 一般 退職保	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者保険税還付金 退職被保険者等保険税還付金 	<ul style="list-style-type: none"> 20,025 2,200 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第17条(過誤納付による還付金) ・年度遡及して生じる還付金(社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) 医療給付費分 19,225千円, 介護納付金分 800千円 ・年度遡及して生じる還付金(社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) 医療給付費分 2,000千円, 介護納付金分 200千円
3 償還金	償還金	2	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の療養給付費負担金事業実績報告に基づき超過交付となった額を返還するものである。
4 税・還付加算金 5 一般 退職保	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者還付加算金 退職被保険者等還付加算金 	<ul style="list-style-type: none"> 380 110 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第17条の4(過誤納付による還付加算金), 還付又は充当する金額に年4.1%を加算する。 ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 医療給付費分 330千円, 介護納付金分 50千円 ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 医療給付費分 100千円, 介護納付金分 10千円